

## 奈良市立鶴舞幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園への 移行に伴う協定書骨子（案）

本協定(案)は、今後保護者や地域の皆様のご意見を踏まえ、事業者選定委員との協議により最終決定します。

奈良市（以下「甲」という。）と社会福祉法人または学校法人（以下「乙」という。）は、奈良市立鶴舞幼稚園を認定こども園法第34条に基づき、公私連携幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、次のとおり設置及び運営に関する協定を締結する。

### [ 総則(案) ]

- ◆ 乙は、甲が実施していた教育・保育内容等を可能な限り継続して実施するとともに、地域に根ざした認定こども園の運営に努め、本協定の内容に従い教育・保育を行うこと。
- ◆ 認定こども園法及び認定こども園の運営基準に関する条例を遵守した教育・保育を行うこと。

協定を締結し、認定こども園を運営するにあたり基本事項をまず定めます。  
職員配置などの園運営の基本となる部分については法や条例で定められています。  
そのほか、制度改正時の取り扱いについてなど定めることを検討しています。

### [ 教育・保育及び子育て支援に関する事項(案) ]

- ◆ 認定こども園における教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「奈良市立こども園カリキュラム」に基づき、教育・保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。
- ◆ 認定こども園の基本開園時間は、11時間（午前7時30分から午後6時30分）とし、延長保育時間（1～2時間）を必ず設けること。なお、教育・保育の共通時間は、少なくとも午前9時から午後2時までとし、4時間を下らないこと。
- ◆ 定員については1号認定子ども〇人、2号認定子ども〇人、3号認定子ども〇人とする。なお、1号認定子どもについては、定員を超えた場合、鶴舞小学校校区在住の者を優先すること。
- ◆ 障がい児を受け入れ、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮した教育・保育を実施すること。また、障がい児の児童数、障がいの程度に応じて、職員を加配すること。
- ◆ 施設長は、認可保育所・幼稚園・認定こども園のいずれかにおいて3年以上施設長または幹部職員としての経験を有するものを専任で配置すること。
- ◆ 専任の看護師を常勤で配置すること。
- ◆ 給食については、次に定める事項を遵守するとともに、1号認定子どもに対しても給食を提供すること。
  - ① 給食の提供は自園調理方式で行い、給食を通じて、児童の健やかな食生活を培い、食育の推進を実施すること。
  - ② 安全な食材を確保し、栄養士が作成する献立に基づき、主食を含み、麺類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。
  - ③ 健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行い、アレルギー対応については除去食及び代替食を提供すること。
- ◆ 地域の子育て家庭に対して、子育て相談や親子の集いの場等を提供すること。
- ◆ 鶴舞幼稚園がこれまで実施してきた鶴舞小学校との連携については、継続すること。
- ◆ 教育・保育の質の向上のため、甲が主催する研修会に積極的に参加するとともに、内部職員研修を定期的に行うこと。
- ◆ 児童の健康診断は、市立こども園と同様に実施すること。
- ◆ 市立鶴舞幼稚園がこれまで培った地域との交流を継続すること。

このほか、職員配置、休園日や延長保育に関する事などを協定内容に盛り込みます。

[ 設備の貸付及び譲渡に関する事項(案) ]

- ◆ 市立鶴舞幼稚園の土地は、使用貸借契約を交わすことにより、無償貸与すること。
- ◆ 貸与を受けた土地については、認定こども園の目的以外に使用しないこと。
- ◆ 施設整備にあたっては、近隣住民等への事前説明、調整、紛争等の解決に誠意を持って対応し、児童の安全を十分確保すること。

現段階では、土地は無償貸与、建物と備品については無償譲渡することを検討しています。  
なお、認定こども園運営にあたり、必要となる施設整備については移管先法人の負担で実施することを基本とします。

[ 保育料に関する基本的な事項(案) ]

- ◆ 保育料については、市立こども園と同様に市が条例で定める利用者負担額とすること。
- ◆ 児童のケガ等に備えるため、損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を継続すること。
- ◆ 保育料、延長保育料等、給食費、傷害保険料（独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に係る実費負担を含む）以外の特別徴収については、三者協議会にて協議すること。

保育料は、市立こども園と同じ保育料金表です。  
また、新たな保護者負担の導入については、三者協議会（市、法人、保護者）において協議を行い、保護者の同意なしには行うことができないこととします。

[ 引継ぎ及び三者協議会に関する事項(案) ]

- ◆ 教育・保育内容の引継ぎについては、1年かけて行うものとし、その実施にあたっては甲と乙が連携し行うこと。
- ◆ 平成29年1月から3月までの3か月間は、乙の職員が市立鶴舞幼稚園にて、甲の職員と保育を合同で行う「合同保育」を実施することとし、乙は職員の派遣について協力すること。
- ◆ 保護者会との連携・協力関係を築くとともに、保護者会、甲及び乙で構成する三者協議会を設置し、引継ぎ期間中を含め、保護者の声を真摯に受け止め対応すること。
- ◆ 三者協議会は、いずれか一方の申し出があれば開催できることとし、教育・保育内容の継続性等については、三者協議会で確認し合うとともに、問題点の改善を行うなど甲の指導に従うこと。
- ◆ 本協定に基づき、甲は、移管後の教育・保育及び子育て支援事業が適切に提供されているかについて指導監督することができる。

1年間かけて引継ぎを行うことで園、鶴舞幼稚園の教育・保育内容はもとより、行事や地域との取組内容等についても的確に引き継ぎ作業を行います。  
また、移管後も本協定に基づき、指導監督の実施など市が一定の関与を保ち続けます。

[ 協定に違反した場合の措置等その他の事項(案) ]

- ◆ 甲は、乙が正当な理由なく本協定に定める教育・保育等を行っていないと認めるときは、乙に対し、本協定に従って教育・保育等を行うことを勧告することができる。また、乙が当該勧告に従わない場合は、公私連携法人としての指定を取り消すことができる。
- ◆ 認定こども園の運営にあたっては、保護者に対して、甲と連携し誠意を持って対応すること。

認定こども園法によって市に一定の権限が保障されていますので、協定に違反するような場合があったとしても強く指導監督等実施することができます。